

〔委任〕

委 任 状

受任者 浅 口 市 長 様

上記の者に対して、次の事項を委任します。

私が、平成 年 月 日 加害者 から
受けた交通事故による損害のうち、下記の規定により、私について支給され
た医療費に係る損害賠償金の請求及び受領に関する事。

また、上記の損害賠償金の請求及び受領に関して、
に復委任することを許諾します。

なお、上記により受領した損害賠償金については、下記の規定により私が
浅口市に返還すべき額に充当されたいこと。

記

浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条及び第14条

平成 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

親権者

印

(注)受給者が未成年または成年被後見人など法律行為を制限される場合は、親権者など
法定代理人の方が署名してください。

[裏面]

浅口市ひとり親家庭等医療費給付条例（抜粋）

（平成18年3月21日 条例第115号）

（医療費の範囲）

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等(条例を含む。)の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に、相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは当該規則で定める額)を控除した額とする。

2 前項の被保険者等が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保険各法(第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。)の規定により第6条の受給資格者以外の被保険者等(以下「受給資格者以外の者」という。)の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、規則に定める特別の理由により、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、同項の適用について一部負担金の全部又は一部を控除しないことができる。

（損害賠償金との調整）

第14条 市長は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じた場合であって、受給資格者がその疾病又は負傷に関し損害の賠償を受けたときは、その金額の限度において医療費を支給しない。